

特定非営利活動法人 しずおか福祉の街づくり 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 しずおか福祉の街づくり という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡市葵区両替町一丁目7番5号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を静岡市駿河区中田本町63番33号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がいを抱える人達等が地域で当たり前に生活していく事を支援し、社会復帰や社会参加の促進を図るための活動を行い、誰もが暮らしやすい街となるよう障がいを抱える人たちへの福祉増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (2) 社会教育の推進を図る活動
  - (3) 子どもの健全育成を図る活動
  - (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (3) 障がい児及びその家族の支援を目的とする研修会、講習会等の企画運営事業
- (4) 非障がい者との交流の場作り事業
- (5) 学童保育等子育て支援事業
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービス事業
- (7) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とし、常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、解散総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	松 田 和 子
常務理事	内 藤 一 樹
理事	香 野 毅
同	大 脇 茂
同	太 知 寿 恵

同	岩 崎 桂 子
同	清 水 正 幸
同	朝 比 奈 正 博
同	松 田 千 裕
同	小 栗 重 雄
監事	松 浦 玲 子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 30 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、初年度は徴収しない。
  - (1) 正会員入会金 5 0 0 0 円  
正会員年会費 3 0 0 0 円
  - (2) 賛助会員入会金 1 0 0 0 0 円  
賛助会員年会費 3 0 0 0 円

#### 附 則

この定款は、令和 8 年 月 日から施行する。

様式（法第 25 条第 4 項関係）

定款変更の日の属する事業年度の事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人しずおか福祉の街づくり

1. 事業実施の方針

- ・定款変更の日の属する事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの障がい児の保護者や地域住民に知っていただくため、開設済みのホームページに変更内容を反映させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日 時 (B) 当該事業の実施予定場 所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①児童福祉法に 基づく障害児 通所支援事業	①児童福祉法に基づく 児童発達支援 ・児童発達支援ぱっそ 大和教室  ②児童福祉法に基づく 放課後等デイサービ ス a. 放課後等デイサービス トライアングル b. まどか	(A) ①令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 3 1 日 ②令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 3 1 日 (B) ①駿河区大和一丁目 6 番 2 7 号 ② a. 葵区両替町一丁 目 7 番 5 号 ② b. 駿河区中田一丁 目 1 5 番 2 2 号 (C) ① 5 名 ② a 4 名 b. 5 名	(D) ①通所受給者 証を所持した 就学前児 ②. 通所受給 者証を所持し た就学児 (E) ① 1 0 名 ② a. 1 0 名 b. 1 0 名	66, 500 千 円
②児童福祉法に 基づく障害児 相談支援事業	本年度は実施予定な し。	—	—	—
③障がい児及び その家族の支 援を目的とす る研修会、講 習会等の企画 運営事業	・こども園幼稚園保育 園職員研修	(A) こども未来局から の依頼に準ずる (B) 依頼先のこども園 幼稚園保育園教室 (C) 5 名	(D) 障がい児 を保育するこ ども園幼稚園 保育園の先生 方 (E) 不特定多 数	60 千円

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
③障がい児及びその家族の支援を目的とする研修会、講習会等の企画運営事業	・父兄・地域の方々への発達障がい理解のための研修	(A) 年2回 (B) まどか (C) 5名	(D) 発達支援所通所の父兄及び地域の方々 (E) 不特定多数	60千円
④非障がい者との交流の場作り事業	本年度は実施予定なし	—	—	—
⑤学童保育等子育て支援事業	本年度は実施予定なし	—	—	—
⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービス事業	障害者総合支援法に基づく就労移行支援 ・まどか	(A) 令和8年4月1日～令和9年3月31日 (B) 駿河区中田一丁目15番22号 (C) 5名	(D) 障害者(身体障害者を除く) (E) 7名	26,500千円
⑦その他、本法人の目的を達成するために必要な事業	本年度は実施予定なし	—	—	—

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数
—	—	—	—

(備考)

1 定款変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。

※「定款変更の日」とは、定款変更の認証が見込まれる日

2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、定款変更の日の属する事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

翌事業年度の事業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人しずおか福祉の街づくり

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施する。
- ・前事業年度に開始した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービス事業」については、参加人数を増やすため広報を重点的に行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	①児童福祉法に基づく 児童発達支援 ・児童発達支援ぱっそ 大和教室  ②児童福祉法に基づく 放課後等デイサービス a. 放課後等デイサービス トライアングル b. まどか	(A) ①令和 9 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日 ②令和 9 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日 (B) ①駿河区大和一丁目 6 番 27 号 ② a. 葵区両替町一丁 目 7 番 5 号 ② b. 駿河区中田一丁 目 15 番 22 号 (C) ① 5 名 ② a 4 名 b. 5 名	(D) ①通所受給者 証を所持した 就学前児 ②. 通所受給者 証を所持した 就学児 (E) ① 10 名 ② a. 10 名 b. 10 名	①37,800 千円 ②42,600 千円
②児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	本年度は実施予定なし。	—	—	—
③障がい児及びその家族の支援を目的とする研修会、講習会等の企画運営事業	・こども園幼稚園保育園職員研修	(A) こども未来局からの依頼に準ずる (B) 依頼先のこども園幼稚園保育園教室 (C) 5 名	(D) 障がい児を保育するこども園幼稚園保育園の先生方 (E) 不特定多数	85 千円

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
③障がい児及びその家族の支援を目的とする研修会、講習会等の企画運営事業	・父兄・地域の方々への発達障がい理解のための研修	(A) 年2回 (B) まどか (C) 5名	(D) 発達支援所通所の父兄及び地域の方々 (E) 不特定多数	85千円
④非障がい者との交流の場作り事業	本年度は実施予定なし	—	—	—
⑤学童保育等子育て支援事業	本年度は実施予定なし	—	—	—
⑥障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービス事業	障害者総合支援法に基づく就労移行支援 ・まどか	(A) 令和9年4月1日～令和10年3月31日 (B) 駿河区中田一丁目15番22号 (C) 5名	(D) 障害者（身体障害者を除く） (E) 10名	14,200千円
⑦その他、本法人の目的を達成するために必要な事業	本年度は実施予定なし	—	—	—

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
—	—	—	—

(備考)

1 定款変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。

※「定款変更の日」とは、定款変更の認証が見込まれる日

2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。

3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

様式（法第25条第4項「定款変更の日の属する事業年度の活動予算書」）

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人しずおか福祉の街づくり  
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	60,000	
賛助会員受取会費	100,000	160,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	50,000	50,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		0
4. 事業収益		
児童発達支援事業	47,044,458	
放課後等デイサービス事業	54,096,337	
就労移行支援事業	17,560,000	
講師派遣	0	118,700,795
5. その他収益		
受取利息	13,912	
雑収益	120,000	133,912
経常収益計		119,044,707
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	68,368,537	
法定福利費	10,501,549	
通勤費	2,307,285	
福利厚生費	240,000	
人件費計	81,417,371	
(2) その他経費		
旅費交通費	246,693	
通信費	405,189	
消耗品費	740,000	
水道光熱費	1,497,261	
地代家賃	5,748,000	
研修費	300,000	
修繕費	240,000	
減価償却費	1,260,000	
保険料	182,630	
管理諸費	386,907	
その他経費	698,165	
その他の経費 計	11,704,845	
事業費計		93,122,216
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	4,469,000	
法定福利費	680,271	
福利厚生費	0	
人件費計	5,149,271	
(2) その他経費		
旅費交通費	83,453	
通信費	254,203	
消耗品費	221,275	
水道光熱費	56,000	
地代家賃	1,332,000	
賃借料	1,440,000	
接待交際費	891,645	
修繕費	2,347	
保険料	12,000	
支払手数料	160,759	
管理諸費	14,570,000	
その他経費	102,342	
その他の経費 計	19,126,024	
管理費計		24,275,295
経常費用計		117,397,511
当期経常増減額		1,647,196
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		1,647,196
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		1,647,196

## 令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人しずおか福祉の街づくり

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	100,000	160,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	50,000	50,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金		0	
4. 事業収益			
児童発達支援事業	48,000,000		
放課後等デイサービス事業	54,000,000		
就労移行支援事業	18,000,000		
講師派遣	0	120,000,000	
5. その他収益			
受取利息	13,000		
雑収益	120,000	133,000	
経常収益計			120,343,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	70,000,000		
法定福利費	10,655,400		
通勤費	2,307,285		
福利厚生費	240,000		
人件費計	83,202,685		
(2) その他経費			
旅費交通費	200,000		
通信費	400,000		
消耗品費	700,000		
水道光熱費	1,500,000		
地代家賃	5,748,000		
研修費	300,000		
修繕費	240,000		
減価償却費	1,260,000		
保険料	180,000		
管理諸費	380,000		
その他経費	660,000		
その他の経費 計	11,568,000		
事業費計		94,770,685	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	4,600,000		
法定福利費	700,212		
福利厚生費	0		
人件費計	5,300,212		
(2) その他経費			
旅費交通費	80,000		
通信費	250,000		
消耗品費	200,000		
水道光熱費	60,000		
地代家賃	1,332,000		
賃借料	1,440,000		
接待交際費	600,000		
修繕費	50,000		
保険料	20,000		
支払手数料	150,000		
管理諸費	14,570,000		
その他経費	100,000		
その他の経費 計	18,852,000		
管理費計		24,152,212	
経常費用計			118,922,897
当期経常増減額			1,420,103
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,420,103
前期繰越正味財産額			1,647,196
次期繰越正味財産額			3,067,299